【評議員、役員及び会計監査人に就任予定の皆様へ】

評議員、役員（理事・監事）、会計監査人への就任に関しては、次の禁止規定等があり、社会福祉法人は、評議員等の選任に当たり、候補者（就任予定者）が以下に掲げる事項に該当しないかについて確認する必要があります。

①欠格事由に該当しないこと

②兼務の禁止

③「親族等の特殊の関係のある者」の禁止

④暴力団関係者でないこと

つきましては、以下の事項を確認の上、申立書に記入してください。

１　評議員、役員及び会計監査人の欠格事由

（１）評議員

　　｢評議員の欠格事由｣とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第40条第１項に定める項目をいい、（３）の①から⑥までのいずれかに該当する者は、社会福祉法人の評議員になることができない。

（２）役員（理事・監事）

　　「役員の欠格事由」とは、法第44条第１項において準用する法第40条第１項に定める項目をいい、（３）の①から⑥までのいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

（３）欠格事由

①　法人

②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎　通を適切に行うことができない者

③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④　③に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤　法第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）会計監査人の欠格事由

｢会計監査人の欠格事由｣とは、法第45条の２第３項に定める項目をいい、次に該当する者は、社会福祉法人の会計監査人になることができない。

○　公認会計士法の規定により、計算書類（法第45条の27第２項に規定する計算書類をいう。法第45条の19第１項及び法第45条の21第２項第１号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

【公認会計士法（昭和23年法律第103号）】

第24条　公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、[第２条](http://www.houko.com/00/01/S23/103.HTM#002)第１項の業務を行なつてはならない。

一　公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

二　公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類

三　前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

２　前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう[第２条](http://www.houko.com/00/01/S23/103.HTM#002)第１項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

３　国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、[第２条](http://www.houko.com/00/01/S23/103.HTM#002)第１項の業務を行つてはならない。

【公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）】

第７条　[法第24条第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%4f%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%93%f1%8f%5c%8e%6c%8f%f0%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002400000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002400000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002400000000002000000000000000000)（[法第16条の２第６項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%4f%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8f%5c%98%5a%8f%f0%82%cc%93%f1%91%e6%98%5a%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001600200000006000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001600200000006000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001600200000006000000000000000000)において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（[税理士法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%96%40%93%f1%8e%4f%8e%b5&REF_NAME=%90%c5%97%9d%8e%6d%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)（昭和26年法律第237号）[第２条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%96%40%93%f1%8e%4f%8e%b5&REF_NAME=%91%e6%93%f1%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000000000000000000000000)に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他[法第２条第１項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%4f%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%93%f1%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000001000000000000000000)及び[第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%4f%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200000000002000000000000000000)の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

２　兼務の禁止

（１）評議員（法第40条第２項）

　　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

（２）監事（法第44条第２項）

　　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　「親族等の特殊の関係のある者」とは、次に掲げる者をいう。

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知。最終改正令和２年12月25日）別紙１社会福祉法人審査基準により、各評議員又は各役員の配偶者又は３親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と「特殊の関係がある者」も含まれてはならない。「特殊の関係がある者」とは、法第40条第４項及び第５項並びに社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第２条の７及び第２条の８に規定する親族等をいう。なお、租税特別措置法第40条第１項の適用を受ける場合は、上記に加え４～６親等の血族にまで拡大されることに注意してください。

（１）評議員

　○法第40条第４項

評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

　○施行規則第２条の７

　　法第40条第４項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該評議員の使用人

三　当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六　当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

イ　国の機関

ロ　地方公共団体

ハ　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ニ　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

ホ　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

　○法第40条第５項

評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

　○施行規則第２条の８

　　法第40条第５項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該役員の使用人

三　当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六　当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（２）役員（理事・監事）

　○法第44条第６項

理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

○施行規則第２条の10

法第44条第６項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該理事の使用人

三　当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　第２条の７第８号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

○法第44条第７項

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

○施行規則第２条の11

法第44条第７項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該役員の使用人

三　当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四　前二号に掲げる者の配偶者

五　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

八　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

九　第２条の７第８号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

４　暴力団関係者（評議員、役員共通）

○小郡市暴力団等排除条例（平成22年３月26日小郡市条例第７号）

　　第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると　　　ころによる。

(1)　暴力団等　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77　　　　号)第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第２条第６　　　号に規定する暴力団員をいう。

５　租税特別措置法で定める親族その他特殊の関係がある者（評議員、役員共通）

　〇租税特別措置法施行令第25条の17第６項第１号

　　その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）のうち親族（※）関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号及び同項第一号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

　　イ　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ　イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

　　ニ　当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法　人税法第二条第十五号に規定する役員（（１）において「会社役員」という。）又は使用人である者

（１）当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

（２）当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

　　※　租税特別措置法上の「親族」は、民法第725条で規定される次に掲げる者となります。

　　　①六親等内の血族　②配偶者　③三親等内の姻族